

## 羽咋市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、「ディスポーザ排水処理システム」(以下「システム」という。)の設置要望が増えてきていることと、近年、当該設備の機能向上や維持管理体制が確立されてきたことからその設置を認めるとともに、適正な維持管理を確保するために必要な事項を次のように定める。

### (定義)

第二条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 システム 生ゴミをディスポーザによって破砕し、これを排水処理槽で処理するもの又は機械的な装置により固液分離し処理するもので、その排水を公共下水道に排除する機器の総体をいい、公益社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのシステム性能基準(案)(以下、「基準(案)」という。)に適合している旨の評価を受けたもの、及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十八条の旧規定に基づき、同法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の二の五第三項の規定による配管設備として、旧建設大臣により認定されたもの(以下「大臣認定」という。)とする。

二 メーカー システムを製造又は販売する者をいう。

三 使用者 設置したシステムの維持管理に責任を負うべき者をいう。

### (届出の義務)

第三条 システムを設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、羽咋市公共下水道条例(平成四年羽咋市条例第三号。以下「条例」という。)第四条及び羽咋市公共下水道条例施行規定(平成二十三年羽咋市公営企業管理規定第三号)第三条第一項に基づき市長に提出する申請書(様式第一号)に、次の資料を添付しなければならない。

一 システムの大臣認定書(写し)又は基準(案)に基づく適合評価書(写し)

二 機器の構造、性能を示す仕様書(写し)

三 維持管理業務委託契約書(写し)及び維持管理計画に関する書類(写し)

### (維持管理)

第四条 市長は、条例第六条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の各号の遵守事項を求めるものとする。

- 一 設置したシステムについて、市長が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。
- 二 設置したシステムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- 三 設置したシステムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を三年間保存すること。
- 四 市長の維持管理に関する指導に協力すること。
- 五 市長は、使用者に対し、維持管理が適切に行われていることを確認するため必要があると認めた場合には、維持管理に関する記録の提出を求めることができる。
- 六 市長は、システムの適切な維持管理を確認するため、必要と認める場合には下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十三条に基づく立入検査等の措置を講ずることができる。

(使用者の地位の承継)

第五条 システムの使用者に変更が生じたときは、変更後の使用者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継する。この場合様式第二号の「使用者変更届」を市長に提出しなければならない。

(排除の制限等)

第六条 市長は、システムの維持管理状況により、公共下水道への排除が公共下水道の損傷若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第十一条及び下水道法第三十八条の規定によりシステムの使用者に対し、排除の制限又はシステムに必要な措置を命じる。

(管理台帳の整備)

第七条 市長は、申請書により確認したシステム設置物件に関する管理台帳を整備保管する。

(メーカー及び維持管理業者に対する指導)

第八条 市長は、メーカー及び維持管理業者に対し、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項を指導する。

- 一 システムの販売に当たり、申請者に対し、システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。
- 二 申請者に対し、市長が行う維持管理に対する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。
- 三 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
- 四 適合評価の基準となる維持管理計画に基づき、使用者若しくは維持管理業者に対し、年一

回以上の各項目の水質検査の実施が必要である事を説明し、その理解を得るよう努力すること。

五 維持管理業者は維持管理台帳を整備し、保守点検記録(水質検査結果を含む)及び整備記録等を三年間保存すること。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日(以下施行日という。)から施行する。

##### (経過措置)

2 この要綱は、公布の日から施行する。

3 この要綱による改正後の羽咋市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るシステムの設置その他の行為について適用し、同日前の申請に係るシステムの設置その他の行為については、なお従前の例による。

##### (雑 則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。